

住宅をお持ちのみなさまへ

～空き家となったときの適切な管理のススメ～

人口減少や高齢化の進行に伴い、全国的に空き家が増加する中、適切に管理されず、老朽化が進行した**空き家の問題**がクローズアップされています。

香川県の空き家率は18.1%（約5軒に1軒が空き家）と、全国の都道府県の中で8番目に高く（平成30年総務省住宅・土地統計調査）、みなさまがお持ちの住宅についても、既に空き家となっているもの、将来的に空き家となる可能性があるものはありませんか。

1 住宅（空き家）の所有者等の責務について

空き家の適切な管理は「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」といいます。）」により、**空き家の所有者等^{※1}の責務**とされています。

空き家は、所有者の私有財産であり、管理不全な状態になることによって、近隣住民などに悪影響を及ぼさないように、適切に管理しなければなりません。

管理不全な状態の空き家が原因で、近隣住民などに人的・物的な損害を与えてしまった場合は、**所有者等であるみなさまがその責任を問われるおそれがあります。**

※1 「所有者等」とは、所有者（所有権登記名義人又は相続人）又は管理者といえます。



2 空き家の適切な管理のチェックポイント

一言で「適切な管理」といっても、何をどうすればよいのか、分からない方もいらっしゃると思います。ここでは、みなさまの所有、管理する空き家が望ましくない状態になっていないか、チェックするポイントをお示しします。



チェックポイント	主な内容	イメージ図
そのまま放置すれば倒壊など著しく危険となるおそれはありませんか。	<ul style="list-style-type: none">・建物が傾いている・基礎にひび割れがある・屋根が変形している・門や塀が傾いている	
そのまま放置すれば衛生上有害となるおそれはありませんか。	<ul style="list-style-type: none">・浄化槽が放置され悪臭が発生している・ごみが放置されている	
著しく景観を損ねていませんか。	<ul style="list-style-type: none">・落書き等で外見が傷んでいる・窓ガラスが割れたまま放置されている・立木などが建物を覆っている・敷地内にゴミが散乱している	
その他周辺の生活環境にとって不適切な状態になっていませんか。	<ul style="list-style-type: none">・立木の枝等が近隣にはみ出している・動物等が住みついている・誰でも容易に進入できる	

※イラストの出典/NPO 法人空家・空地管理センター

3 空き家に関する情報提供について（香川県空き家ポータルサイト）

香川県では、空き家対策に関する各種情報に簡単にアクセスできる「香川県空き家ポータルサイト」を公開しています。

空き家に関する補助制度や市町の相談窓口、空き家利活用サポートチーム、空き家バンクなどに関する情報のほか、空き家に関するQ&Aを掲載していますので、ぜひご参照ください。

<https://akiya.pref.kagawa.lg.jp/>



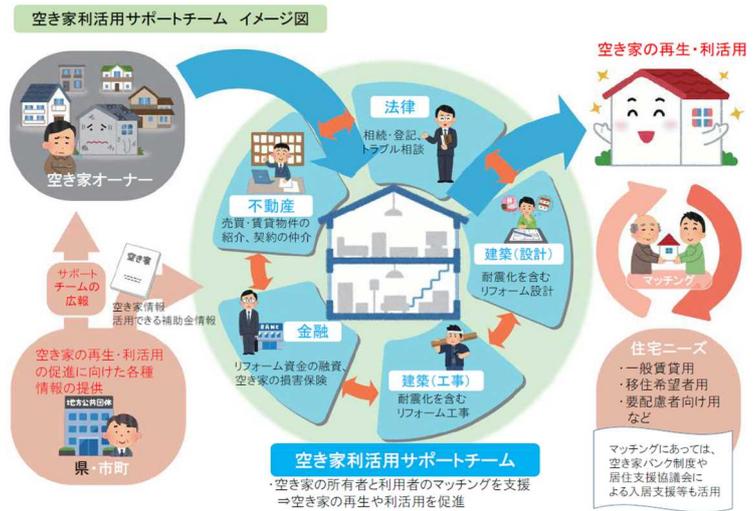
～香川県空き家ポータルサイトに掲載されている内容の一部をご紹介します～

空き家利活用サポートチーム

香川県では、空き家対策の促進を図るため、空き家の再生・利活用に関し、包括的に支援業務を実施する「空き家利活用サポートチーム」の登録制度を創設しています。

空き家の利活用をご検討されている方は、ぜひ登録されたチームにご相談ください。

<https://akiya.pref.kagawa.lg.jp/aps/info21.html>



香川県空き家ガイドブック

香川県では、空き家をお持ちの方などに、空き家問題の解決の一助としていただくため、空き家の管理や相続、利活用などの対策を課題ごとに分かりやすく整理したガイドブックを作成しています。

県住宅課のほか、各市町担当課の窓口にも備え付けていますので、ぜひ、ご一読いただき、それぞれの空き家問題について、解決策をご検討ください。

<https://akiya.pref.kagawa.lg.jp/aps/info22.html>



～空き家に関するお問い合わせ先～

■香川県土木部住宅課 住生活企画グループ

☎：087-832-3583

